

任期付職員(常勤職員)の募集について

このたび、公正取引委員会近畿中国四国事務所では、任期付職員を採用します。
採用を希望される方は、以下の要領により御応募ください。

【勤務先】	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第四号館 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
【業務内容】	職員の給与支給関連業務、厚生・共済関係業務【職員の勤務時間管理(出勤・テレワーク・休暇・フレックスタイム・超過勤務等)、各種手当認定、健康管理、宿舍入退去 等】、広報業務補助
【歓迎条件】	・Excel、Word等の基本的なPCスキルをお持ちの方 ・人事業務(労務管理、社会保険手続など)に関する知識・経験がある方
【募集人数】	1名
【処遇】	常勤の国家公務員として採用します。 ・給与については、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、学歴、職歴等を勘案して決定します。 ・国家公務員法に基づく再就職制限、兼職制限等が適用されます。 ・国家公務員法及び独占禁止法に基づく守秘義務が課されます。
【採用時期】	令和8年5月1日
【任用期間】	令和9年3月31日まで
【勤務日及び勤務時間】	・月曜日～金曜日(祝日等を除く)の各日9時15分から18時00分まで(12時00分から13時00分までは昼休憩)。 ・1週間当たりの正規の勤務時間は38時間45分(休憩時間を除く)。 ・年次休暇のほか、病気休暇及び特別休暇があります。
【応募資格】	以下のいずれかに該当する方は採用できませんので御了承ください。 (1)日本の国籍を有しない者 (2)国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者 ・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (3)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
【応募方法】	以下の書類を下記【提出先】にメールで送付してください。 1 履歴書(職務経歴等必要事項を記載し、顔写真を貼付したもの) 2 作文(志望理由・アピールポイントをA4用紙1枚以内にまとめたもの)
【応募締切】	令和8年3月13日(金)17:00
【選考方法】	書類選考及び面接(面接は書類選考合格者のみ実施) ・書類選考合格者のみにメールにより面接実施の旨をお伝えしますので、面接日の調整をお願いいたします。 ・書類選考不合格者にはその旨の連絡を行いませんのであらかじめ御了承ください。 ・履歴書には必ず日中連絡可能な携帯電話番号などの連絡先を記載してください。

<p>【提出先・ 問い合わせ先】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出先:kinki.jinji2173—〇—jftc.go.jp (メールの件名に「任期付職員(常勤職員)の応募」と御記載ください。) (迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「—〇—」としております。メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。) ・問い合わせ先 公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所 総務課 電話:06-6941-2173
<p>【その他】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書には業務上有用と思われる資格、経験等(国家公務員/地方公共団体/民間企業の厚生共済関係業務に従事したことがある等)を可能な範囲で具体的に記載してください。 ・応募者の秘密は厳守します。 ・応募書類に記載されている個人情報、採用の選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。